

## 浦安市告示第51号

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市障がい者等喀痰吸引等研修費等補助金交付要綱（平成27年告示第90号）の一部を次のように改正する。

第1条中「在宅の」を削除し、「居宅介護事業者」を「障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者」に改める。

第2条第5号中「居宅介護事業者 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う事業者をいう」を「障がい福祉サービス等事業所 次に掲げる事業を行う市内に存する事業所をいう。

ア 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

イ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業

ウ 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則（平成19年規則第44号）第2条第4号に規定する日中一時支援を行う事業

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業」に改める。

第3条中「居宅介護事業者」を「障がい福祉サービス等事業所を運営する事業者」に改める。

第4条中「市内に存する事業所が次のいずれかに該当する者に対し、」、「（1） 障害者総合支援法第22条第8項の規定により本市において障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者  
（2） 浦安市障がい者等移動支援事業の実施に関する規則第6条の規定により本市において浦安市障がい者等移動支援利用者証の交付を受けた者  
（3） 浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第5条の規定により本市において浦安市障がい者等日中一時支援利用者証の交付を受けた者  
（4） 児童福祉法第21条の5の7第9項の規定により本市において通所受給者証の交付を受けた者の児童」を加える。

第5条中「従業員1人当たり50,000円を限度とする」を「法施行規則附則第4条の表に規定する第1号研修又は第2号研修を受講した場合にあっては100,000円を限度とし、同表に規定する第3号研修を受講した場合にあっては50,000円を限度とする」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。